

公共労速報 No.263

2017年11月22日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL03-3872-6175

年末一時金 2.325 月で協定 12月8日支給

2017 年度給与改定協定 12月15日差額支給

11月17日、公共労は公立共済本部と2017年度給与改定と12月期期末・勤勉手当について協定を結びました。

12月期期末・勤勉手当

①期末手当については1.375月、②勤勉手当の財源は0.95月です。人事院勧告通り、昨年比0.1月のプラスです。12月8日の支給です。

○実際の支給率は？

勤勉手当は「成績区分」ごとに「成績率」が右表のように決められています。

多数の職員は「良好」の区分で0.82月なので、

期末・勤勉合わせて**2.195月**になります。

成績区分	成績率
特に優秀な職員	100分の170.0以下
優秀な職員	100分の105.0未満
良好な職員	100分の82.0
良好でない職員	100分の82.0未満

○「良好でない職員」の区分になってしまったら・・・

成績区分が「良好でない職員」の職員には必ず面談により説明をしておりますが、面談もなしに評価が下げられた事例も一部にあり注意が必要です。評価に納得できない場合は不服申し立て制度も利用できます。「おかしいな」と思うことがあれば、ぜひ公共労にご相談ください。

(公共労は、人事評価により職員を区分し手当に反映させることはチーム医療にそぐわないものとして反対しています。)

2017 年度給与改定

人事院勧告通り、400円～1,300円の増額改定であり、全世代でプラスとなっています。今回の給与改定は、2017年4月にさかのぼり適応されますので、今年4月～11月分の差額が12月給与支給時(12月15日)に合わせて支給されます。

改定された給与表については公共労も所持しています。ご覧になりたい方は各支部・分会、または公共労本部までお問合せください。

